議案第１２４号

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「100分の175」を「、６月に支給する場合には100分の175、12月に支給する場合には100分の180」に改める。

第２条　霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「、６月に支給する場合には100分の175、12月に支給する場合には100分の180」を「100分の177.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の報酬等条例」という。）は、令和８年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の報酬等条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

人事院勧告を考慮し、本条例の所要の改正をしようとするものである。